

## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (国税・地方税(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目 —
3	内容	<p>《制度の概要》</p> <p>資本金1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとされているが、事業協同組合(事業協同小組合及び協同組合連合会を含む)及び商工組合(商工組合連合会を含む)(以下「組合」という。)については、さらに繰入限度額を10%増しとすることが認められていた。</p> <p>本特例による割増措置(割増率の特例)は、平成31年度税制改正大綱において、適用期限の到来(平成31年3月31日までに開始する事業年度分の計算)をもって廃止され、令和5年3月31日までの間、現行の割増率10%に対して1年ごとに1/5ずつ減少した率による割増しを認める経過措置が置かれた。</p> <p>租税特別措置法第57条の9(、第68条の59) 同法施行令 第33条の7(、第39条の86)</p>
4	担当部局	経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:平成31年度～令和4年度(割増率の特例にかかる経過措置期間)
6	創設年度及び改正経緯	<p>昭和25年度 貸倒準備金制度創設</p> <p>昭和39年度 貸倒引当金への変更</p> <p>昭和41年度 中小企業等の特例創設(割増率20%)</p> <p>昭和55年度 中小企業等の割増率の縮減(割増率20%→16%)</p> <p>平成12年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止</p> <p>平成17年度 2年延長</p> <p>平成19年度 2年延長</p> <p>平成21年度 2年延長</p> <p>平成23年度 1年延長</p> <p>平成24年度 3年延長</p> <p>貸倒引当金制度の対象の限定(中小法人等) 組合等の割増率の縮減(割増率16%→12%)</p> <p>平成27年度 2年延長</p> <p>平成29年度 2年延長</p> <p>組合等の割増率の縮減(割増率12%→10%)</p> <p>平成31年度 組合等の割増措置廃止(経過措置で割増率8%)</p> <p>令和2年度 経過措置で割増率6%</p>

			令和3年度 経過措置で割増率4% 令和4年度 経過措置で割増率2%
7	適用期間		割増率の特例の経過措置につき、平成31年4月1日～令和5年3月31日
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>組合は、中小企業等が、相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによって、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的行為の向上を図ることを目的に設立されたものである。</p> <p>そのため、組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を充実させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業組合制度は、中小企業等協同組合法に基づくもので、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者等が相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによって、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的行為の向上を図ることを目的として、中小企業の持つ脆弱部分を個々の力を結集することにより強化・補完しようとする者の努力を支援するものであり、中小企業施策の中で重要な位置を占めている。</p> <p>中小企業基本法において、共同化の推進として「中小企業者の事業の共同化のための組織の整備」が明記されている。また、中小企業憲章の基本原則として、「中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する」と明記されている。</p> <p>組合は実施する共同経済事業の内容に応じて、金銭債権（共同販売・共同受注）、貸付債権（資金の貸付）等を有することとなり、その取引先は現在の経済情勢の下で倒産する確率が高い中小企業が多い。そのため、倒産の予測可能性の見極めは困難であり、また、貸倒実績のブレが大きくなる傾向にある。</p> <p>仮に取引先が倒産した場合には、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及することが懸念される。また、組合員は製品の販売等において共同経済事業に依存していることから、組合員の経営に甚大な影響を及ぼすおそれがある。さらに、組合は、財政基盤が脆弱な中小企業が出資して組織される相互扶助団体であるため、課税後利益の積み上げによるほか、内部留保を充実させる手段が少ない。</p> <p>これらのことから、本税制措置によって、中小企業の経営基盤の強化を図る必要がある。</p> <p>○中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号） （法律の目的） 第1条 この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。</p> <p>○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）</p>

			<p>(交流又は連携及び共同化の推進)</p> <p>第 18 条 国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>○中小企業憲章(2010年6月18日閣議決定)</p> <p>2. 基本原則</p> <p>一. 経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する</p> <p>「資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。」</p>																
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化</p>																
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であり、具体的な目標達成金額等はないが、参考指標として、中小企業者の資金繰りDIがプラスに転じることが挙げられる。</p> <p>ただし、新型コロナウイルスの影響により資金繰りDIが一時的に悪化したため、本税制措置による寄与は汲み取りづらい。</p> <p>【資金繰りDIの推移(前年同月比)】</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 31 年 3 月期</td> <td>▲11.6</td> <td>令和 3 年 3 月期</td> <td>▲26.0</td> </tr> <tr> <td>令和元年 9 月期</td> <td>▲10.1</td> <td>令和 3 年 9 月期</td> <td>▲22.1</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年 3 月期</td> <td>▲39.7</td> <td>令和 4 年 3 月期</td> <td>▲21.0</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年 9 月期</td> <td>▲38.5</td> <td>令和 4 年 9 月期</td> <td>▲17.2</td> </tr> </table> <p>※ 出典:全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」(調査対象:2,600組合の役職員)</p>	平成 31 年 3 月期	▲11.6	令和 3 年 3 月期	▲26.0	令和元年 9 月期	▲10.1	令和 3 年 9 月期	▲22.1	令和 2 年 3 月期	▲39.7	令和 4 年 3 月期	▲21.0	令和 2 年 9 月期	▲38.5	令和 4 年 9 月期	▲17.2
平成 31 年 3 月期	▲11.6	令和 3 年 3 月期	▲26.0																
令和元年 9 月期	▲10.1	令和 3 年 9 月期	▲22.1																
令和 2 年 3 月期	▲39.7	令和 4 年 3 月期	▲21.0																
令和 2 年 9 月期	▲38.5	令和 4 年 9 月期	▲17.2																
9	有効性等	① 適用数	<p>全国中小企業団体中央会で実施しているサンプル調査を基に、割増率の特例の利用組合数を推計したところ、次のとおり。</p> <p>なお、全体の3割超の組合が貸倒引当金を繰り入れており、法定繰入率の特例については、このうちほぼすべての組合が利用しているものと推計される(法定繰入率の利用組合数に入っていないものは、全国中小企業団体中央会が実施したサンプル調査で無回答であったものが大半で、貸倒実績率を利用していることを示すものではない)。</p> <p style="text-align: right;">(単位:組合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合総数</td> <td>28,320</td> <td>28,305</td> <td>28,185</td> <td>27,979</td> </tr> <tr> <td>貸引繰入実施</td> <td>10,830</td> <td>9,925</td> <td>10,089</td> <td>10,003</td> </tr> </tbody> </table>		R1	R2	R3	R4	組合総数	28,320	28,305	28,185	27,979	貸引繰入実施	10,830	9,925	10,089	10,003	
	R1	R2	R3	R4															
組合総数	28,320	28,305	28,185	27,979															
貸引繰入実施	10,830	9,925	10,089	10,003															

			<table border="1"> <tr> <td>組合数 (実施割合)</td> <td>(38.2%)</td> <td>(35.1%)</td> <td>(35.8%)</td> <td>(35.8%)</td> </tr> <tr> <td>法定繰入率の特例利用組合数</td> <td>10,643</td> <td>9,840</td> <td>9,997</td> <td>9,924</td> </tr> <tr> <td>割増率の特例利用組合数</td> <td>8,941</td> <td>8,317</td> <td>7,930</td> <td>7,121</td> </tr> </table> <p>※ 出典:全国中小企業団体中央会調査による推計。</p>	組合数 (実施割合)	(38.2%)	(35.1%)	(35.8%)	(35.8%)	法定繰入率の特例利用組合数	10,643	9,840	9,997	9,924	割増率の特例利用組合数	8,941	8,317	7,930	7,121					
組合数 (実施割合)	(38.2%)	(35.1%)	(35.8%)	(35.8%)																			
法定繰入率の特例利用組合数	10,643	9,840	9,997	9,924																			
割増率の特例利用組合数	8,941	8,317	7,930	7,121																			
		② 適用額	<p>割増率の特例にかかる適用額(割増繰入額)は次のとおり。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>R4</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>868</td> <td>624</td> <td>396</td> <td>210</td> </tr> </table> <p>※ 出典:全国中小企業団体中央会調査による推計。</p>		R1	R2	R3	R4	適用額	868	624	396	210										
	R1	R2	R3	R4																			
適用額	868	624	396	210																			
		③ 減収額	<p>割増率の特例にかかる減収額は次のとおり。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>R4</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>165</td> <td>119</td> <td>75</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>21</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>57</td> <td>42</td> <td>26</td> <td>14</td> </tr> </table> <p>※ 出典:全国中小企業団体中央会調査による推計。</p>		R1	R2	R3	R4	法人税	165	119	75	40	法人住民税	21	8	5	3	法人事業税	57	42	26	14
	R1	R2	R3	R4																			
法人税	165	119	75	40																			
法人住民税	21	8	5	3																			
法人事業税	57	42	26	14																			
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業者の資金繰りDIについては、新型コロナウイルスや特例の廃止の影響を受けてマイナス幅が拡大しており、プラスに転じるには至っていない。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であり、貸倒引当金は組合の判断で貸倒実績等に基づき引き当てられ、貸倒の発生予測も困難であることから、本税制措置の効果を定量的に把握すること、また、当該効果を税減収額等と比較することは困難である。</p>																				
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>組合の主力事業である共同販売等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。</p> <p>本税制措置により、組合が財務基盤を強化することにより、組合の共同事業の破綻、およびそれに起因する中小企業の連鎖倒産を回避するとともに、企業が集積する地域経済への悪影響を回避することが期待される。</p>																				
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>組合の取引先が倒産した場合、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及する。また、組合員は共同経済事業に依存していることから、そのリスクは個々の組合員の事業存続に甚大な影響を及ぼす。</p> <p>そのため、貸倒引当金の繰入れを十分に行い、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営も継続可能となる。</p> <p>本税制措置は、税の減免措置ではなく、繰延措置であり、仮に補助</p>																				

			<p>金等の政策手段で当該措置を行った場合、適用対象全組合（令和5年度特例利用組合数（推計）9,924組合）に同様に措置するには膨大な執行コストがかかることとなる。補助金等の他の措置で行うよりも広く組合に適用でき、最小の政策資源で対応が可能である本税制で措置することが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>税負担を軽減することで、貸倒れに備えるための引当金の引当を促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、地方では、本税制制度が活用されることにより、地域の同業種を網羅する組合が安定した財政基盤の上で事業を行うことにより裨益されるものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		<p>組合の資金繰りが依然として厳しい中、貸倒れの発生は組合の経営基盤を不安定なものとするだけでなく、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にするおそれがある。</p> <p>そのため、貸倒引当金の繰入れを十分に行い、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営を安定的に継続させる本税制措置は妥当である。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成30年8月

## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	揮発油税：外、地方揮発油税：外
		② 上記以外の税目	
3	内容		《制度の概要》 エチレン等の石油化学製品の製造のために揮発油を消費する場合、揮発油税及び地方揮発油税を免除する。
			《関係条項》 租税特別措置法第 89 条の 2
4	担当部局		経済産業省 製造産業局 素材産業課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 5 年 8 月 分析対象期間：平成 30 年 4 月～令和 5 年 3 月
6	創設年度及び改正経緯		昭和 32 年度 創設
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新・素材産業ビジョン中間整理(令和 4 年 4 月)では、化学を含む素材産業は、経済社会をえる基盤をなすとともに高い競争力を有しており、我が国産業全体の競争力の源泉として極めて重要な位置を占める基幹産業であるとしているところ、諸外国において、原料用途の揮発油が非課税とされていることを踏まえ、課税環境の国際的なイコールフットディングを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図る。  《政策目的の根拠》 新・素材産業ビジョン中間整理(令和 4 年 4 月)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 課税条件の国際的なイコールフットディングの確保  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国際的なイコールフットディングが図られることを通じて、我が国企業の国際競争力の維持・強化等に寄与。
9 <sub>y</sub>	有効性等	① 適用数	(免税量) 令和元年度 62,812 千 KL 令和2年度 57,516 千 KL 令和3年度 60,843 千 KL 令和4年度 54,552 千 KL 令和5年度 57,637 千 KL (令和元～3年度は国税庁統計年報、令和4年度は石油化学工業協会ほか業界推計、令和5年度は経済産業省試算)

		② 適用額	令和元年度 33,793 億円 令和2年度 31,211 億円 令和3年度 32,734 億円 令和4年度 29,349 億円 令和5年度 31,009 億円 (令和元～3年度は国税庁統計年報、令和4年度は石油化学工業協会ほか業界推計、令和5年度は経済産業省試算)
		③ 減収額	令和元年度 33,793 億円 令和2年度 31,211 億円 令和3年度 32,734 億円 令和4年度 29,349 億円 令和5年度 31,009 億円 (令和元～3年度は国税庁統計年報、令和4年度は石油化学工業協会ほか業界推計、令和5年度は経済産業省試算)
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 揮発油税法による非課税化ではなく、租税特別措置法による免税措置ではあるが、石油化学製品の製造のための揮発油の消費にかかる揮発油税等が免除されているため、実質的には国際的なイコールフットINGは確保されており、我が国企業の国際競争力の維持・強化等に、一定程度、寄与しているものとする。  《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 原料用途の揮発油に係る課税環境は国際的なイコールフットINGが実質的には確保されている。
		⑤ 税収減を是認する理由等	揮発油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の石油化学製品の原料であり、石油化学産業の基礎となるものである。仮に、現行の揮発油税(53,800 円/KL)がそのまま課税されることになれば、全体で約 3.1 兆円もの巨額な追加負担が、石油化学製品を利用するすべての製造業のコストとなり、製造業全体の国際競争力を低下させる懸念がある。 また、原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増は、無税の揮発油により作られた輸入製品への置き換えを招く可能性がある。加えて、石油化学産業のサプライチェーンには、中小企業も多く含まれており、こうした中小企業の経営も圧迫することになる。 したがって、将来における石油化学産業の継続的な事業活動を確保するために、本措置は有効である。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	諸外国において、原料用途の揮発油及びみなし揮発油が非課税とされていることを踏まえ、課税条件の国際的なイコールフットINGを確保するためのものであり、補助金等の代替手段ではなく、税制措置として非課税化することは妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	・石油化学製品製造用輸入揮発油に係る石油石炭税の免税措置 ・石油化学製品原料用国産揮発油に係る石油石炭税の還付措置 ・石油化学製品製造用輸入揮発油に係る関税の無税措置 ・移出または引取りに係る揮発油またはみなし揮発油の特定用途免税 ・石油化学製品製造用の軽油にかかる非課税措置  石油化学製品の原料に課税しないという国際的なイコールフットINGを確保すべく、目的や対象行為に応じて措置が講じられている。

		③ 地方公共団 体が協力す る相当性	—
11	有識者の見解		特になし
12	評価結果の反映の方向性		特になし
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期		平成 30 年 8 月



## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	移出に係る揮発油の特定用途免税、引取りに係る揮発油の特定用途免税、移出に係るみなし揮発油の特定用途免税、引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	揮発油税：外、地方揮発油税：外
		② 上記以外の税目	
3	内容	《制度の概要》 ゴムの溶剤等の用途に供される揮発油及びみなし揮発油について、揮発油製造所から移出する場合及び保税地域から引き取る場合、揮発油税及び地方揮発油税を免除する。	
		《関係条項》 租税特別措置法第 89 条の 3、第 89 条の 4、第 90 条、第 90 条の 2	
4	担当部局	経済産業省 製造産業局 素材産業課	
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和 5 年 8 月 分析対象期間：平成 30 年 4 月～令和 5 年 3 月	
6	創設年度及び改正経緯	昭和 32 年度創設（揮発油） 昭和 59 年度創設（みなし揮発油）	
7	適用期間	恒久措置	
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新・素材産業ビジョン中間整理（令和 4 年 4 月）では、化学を含む素材産業は、経済社会をえる基盤をなすとともに高い競争力を有しており、我が国産業全体の競争力の源泉として極めて重要な位置を占める基幹産業であるとしているところ、諸外国において、原料用途の揮発油等が非課税とされていることを踏まえ、課税環境の国際的なイコールフットディングを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図る。
			《政策目的の根拠》 新・素材産業ビジョン中間整理（令和 4 年 4 月）
		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
			③ 達成目標及びその実現による寄与

9y	有効性等	① 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴム</td> <td>5,470</td> <td>4,334</td> <td>4,767</td> <td>4,857</td> <td>4,653</td> </tr> <tr> <td>塗料</td> <td>38,687</td> <td>34,621</td> <td>34,357</td> <td>35,888</td> <td>34,955</td> </tr> <tr> <td>印刷用インキ</td> <td>1,802</td> <td>1,785</td> <td>2,073</td> <td>1,887</td> <td>1,915</td> </tr> <tr> <td>接着剤</td> <td>4,921</td> <td>4,305</td> <td>4,355</td> <td>4,527</td> <td>4,396</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>15,830</td> <td>14,920</td> <td>16,241</td> <td>15,664</td> <td>15,608</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>66,710</td> <td>59,965</td> <td>61,793</td> <td>62,823</td> <td>61,527</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元～3年度は国税庁統計年報、令和4年度は業界推計、令和5年度は経済産業省試算</p>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	ゴム	5,470	4,334	4,767	4,857	4,653	塗料	38,687	34,621	34,357	35,888	34,955	印刷用インキ	1,802	1,785	2,073	1,887	1,915	接着剤	4,921	4,305	4,355	4,527	4,396	その他	15,830	14,920	16,241	15,664	15,608	合計	66,710	59,965	61,793	62,823	61,527
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																						
		ゴム	5,470	4,334	4,767	4,857	4,653																																						
		塗料	38,687	34,621	34,357	35,888	34,955																																						
印刷用インキ	1,802	1,785	2,073	1,887	1,915																																								
接着剤	4,921	4,305	4,355	4,527	4,396																																								
その他	15,830	14,920	16,241	15,664	15,608																																								
合計	66,710	59,965	61,793	62,823	61,527																																								
② 適用額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴム</td> <td>294</td> <td>233</td> <td>256</td> <td>261</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>塗料</td> <td>2,081</td> <td>1,863</td> <td>1,848</td> <td>1,931</td> <td>1,881</td> </tr> <tr> <td>印刷用インキ</td> <td>97</td> <td>96</td> <td>112</td> <td>102</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>接着剤</td> <td>265</td> <td>232</td> <td>234</td> <td>244</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>852</td> <td>803</td> <td>874</td> <td>843</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,589</td> <td>3,227</td> <td>3,324</td> <td>3,380</td> <td>3,310</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元～3年度は国税庁統計年報、令和4年度は業界推計、令和5年度は経済産業省試算</p>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	ゴム	294	233	256	261	250	塗料	2,081	1,863	1,848	1,931	1,881	印刷用インキ	97	96	112	102	103	接着剤	265	232	234	244	237	その他	852	803	874	843	840	合計	3,589	3,227	3,324	3,380	3,310		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																								
ゴム	294	233	256	261	250																																								
塗料	2,081	1,863	1,848	1,931	1,881																																								
印刷用インキ	97	96	112	102	103																																								
接着剤	265	232	234	244	237																																								
その他	852	803	874	843	840																																								
合計	3,589	3,227	3,324	3,380	3,310																																								
③ 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴム</td> <td>294</td> <td>233</td> <td>256</td> <td>261</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>塗料</td> <td>2,081</td> <td>1,863</td> <td>1,848</td> <td>1,931</td> <td>1,881</td> </tr> <tr> <td>印刷用インキ</td> <td>97</td> <td>96</td> <td>112</td> <td>102</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>接着剤</td> <td>265</td> <td>232</td> <td>234</td> <td>244</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>852</td> <td>803</td> <td>874</td> <td>843</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,589</td> <td>3,227</td> <td>3,324</td> <td>3,380</td> <td>3,310</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元～3年度は国税庁統計年報、令和4年度は業界推計、令和5年度は経済産業省試算</p>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	ゴム	294	233	256	261	250	塗料	2,081	1,863	1,848	1,931	1,881	印刷用インキ	97	96	112	102	103	接着剤	265	232	234	244	237	その他	852	803	874	843	840	合計	3,589	3,227	3,324	3,380	3,310		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																								
ゴム	294	233	256	261	250																																								
塗料	2,081	1,863	1,848	1,931	1,881																																								
印刷用インキ	97	96	112	102	103																																								
接着剤	265	232	234	244	237																																								
その他	852	803	874	843	840																																								
合計	3,589	3,227	3,324	3,380	3,310																																								
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 揮発油税法による非課税化ではなく、租税特別措置法による免税措置ではあるが、石油化学製品の製造のために揮発油を消費する揮発油税等が免除されているため、実質的には国際的なイコールフットINGは確保されており、我が国企業の国際競争力の維持・強化等に、一定程度、寄与しているものとする。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 原料用途の揮発油に係る課税環境は国際的なイコールフットINGが実質的には確保されている。</p>																																												

		⑤ 税込減を是認する理由等	<p>揮発油及びみなし揮発油は、エチレンやプロピレン等の基礎化学品だけではなく、ゴムや接着剤、塗料等の原料にもなる。</p> <p>仮に、現行の揮発油税(53,800円/KL)がそのまま課税されることになれば、全体で約33億円の追加負担が、ゴム、接着剤、塗料等を利用するすべての製造業のコストとなり、製造業全体の国際競争力を低下させる懸念がある。加えて、これらの産業は中小企業も多く含まれており、こうした中小企業の経営を圧迫することになる。</p> <p>したがって、将来における石油化学産業の継続的な事業活動を確保するために、本措置は有効である。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>諸外国において、原料用途の揮発油が非課税とされていることを踏まえ、課税条件の国際的なイコールフットイングを確保するためのものであり、補助金等の代替手段ではなく、税制措置として非課税化することは妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油化学製品製造用輸入及び国産揮発油に係る揮発油税の免税措置</li> <li>・石油化学製品製造用輸入揮発油に係る石油石炭税の免税措置</li> <li>・石油化学製品原料用国産揮発油に係る石油石炭税の還付措置</li> <li>・石油化学製品製造用輸入揮発油に係る関税の無税措置</li> <li>・石油化学製品製造用軽油の引取りに係る非課税措置</li> </ul> <p>石油化学製品の原料に課税しないという国際的なイコールフットイングを確保すべく、目的や対象行為に応じて措置が講じられている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		特になし
12	評価結果の反映の方向性		特になし
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成30年8月